

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 30 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県たつの市揖保川町正條379番地

氏名 株式会社イボキン  
代表取締役 高橋 克実

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0791-72-7050

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社イボキン 兵庫県管轄事業場
事業場の所在地	兵庫県管轄区域内
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 <b>別紙1, 2のとおり</b>	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項		<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>	<b>別紙1, 2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和 3 年度)実績量

計画：今年度(令和 4 年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑥)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥	7.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0300廃油																				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	29.12	25	0	0	0	0	0	0	0	0	29.12	25	29.12	25	29.12	25	0	0	0	0
0700紙くず	12.7	10	0	0	0	0	0	0	0	0	12.7	10	12.7	10	12.7	10	0	0	0	0
0800木くず	45.33	40	45	40	0	0	0	0	0	0	0.33	0	0.33	0	0.33	0	0	0	0	0
0900繊維くず																				
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず	20.16	20	20.16	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	22.26	20	0	0	0	0	0	0	0	16.07	10	6.19	10	6.19	5	0	0	0	0	0
1400鉱さい																				
1500がれき類	2931.85	3000	0	0	0	0	0	0	10	10	2921.85	2990	5	5	2921.85	2990	0	0	0	0
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
2440 がれき類(石綿含有産業廃棄物)	42.13	40	0	0	0	0	0	0	28.65	30	13.48	10	0	0	0	0	0	0	0	0
2500 水銀使用製品産業廃棄物(廃プラスチック、金属くず、ガラスくず)	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.02	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3110.6	3155	65.16	60	0	0	0	0	54.72	50	2990.72	3045	53.34	45	2964	3025	0	0	0	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	0796 はつり・解体工事業
②事業の規模	元請完成工事高 155,376千円(前年度実績)
③従業員数	174名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3参照

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙3参照

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場分別を徹底し、廃棄物と有価物を分け、建設産業廃棄物の発生抑制を行う。また、混合廃棄物の削減に努めている。</li> </ul>
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場分別を徹底し、廃棄物と有価物を分け、建設産業廃棄物の発生抑制を行うことを継続していく。混合廃棄物の削減も同様に努める。</li> </ul>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず・がれき類(コンクリートくず)・がれき類(アスファルトくず)・金属くず・廃プラスチック、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずなど品目の現場分別を行い、混合廃棄物の削減に努めている。</li> </ul>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず・がれき類(コンクリートくず)・がれき類(アスファルトくず)・金属くず・廃プラスチック、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずなど品目の現場分別を行い、混合廃棄物の削減に努めていくことを継続する。</li> </ul>



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>金属くず、木くずは現場分別を徹底し、混合廃棄物となってしまった品目に関しても自社工場でもさらに選別を行い廃棄物を削減している。中間処理後、金属くずは金属原料として、木くずは木くずチップ燃料に加工し再生資源として販売している。</p>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでと同様に、金属くず、木くずは現場分別を徹底し、混合廃棄物となってしまった品目に関しても自社工場でもさらに選別を行い廃棄物を削減する。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃プラスチックや現場で分別しきれず、混合廃棄物となってしまった建設産業廃棄物等は自社工場へ搬入し、選別を行い、破碎、圧縮、切断等の適切な中間処理を行い、再生資源化、再生利用業者への再委託を行っている。</li> </ul>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでと同様に、廃プラスチックや現場で分別しきれず、混合廃棄物となってしまった建設産業廃棄物等は自社工場へ搬入し、選別を行い、破碎、圧縮、切断等の適切な中間処理を行い、再生資源化、再生利用業者への再委託をおこなっていく。</li> </ul>

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき類（石綿含有産業廃棄物）は徹底した分別を現場で行い、許可を受けた自社の安定型埋め立て処分場で適正に埋立処理を行っている。</li> </ul>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がれき類（石綿含有産業廃棄物）は徹底した分別を現場で行い、許可を受けた自社の安定型埋め立て処分場で適正に埋立処理を行っていく。</li> </ul>

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</li> </ul>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでと同様に、委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施していく。</li> <li>・ 処理委託先確認を定期的実施する。</li> </ul>

④産業廃棄物の一連の処理の工程

廃プラスチック類	自社工場へ搬入し、中間処理(破碎・圧縮・切断)を行い、再委託を行い固形燃料として再生利用する。
紙くず	自社工場へ搬入し、中間処理(圧縮・破碎)を行い、再委託を行い固形燃料として再生利用する。
木くず	自社工場へ搬入し、中間処理(破碎)を行いチップとして再資源化する。
金属くず	自社工場へ搬入し、中間処理(破碎・圧縮・切断)を行い金属原料として再資源化する。
がれき類	再生処理業者へ委託し、再生砕石として再資源化される。
石綿含有産業廃棄物	自社の安定型埋立処分場で埋立処分。または、処理委託を行い、委託先の埋立処分場にて埋めた処分。
混合廃棄物	自社工場へ搬入し、選別後中間処理を行い、再資源化または再委託を行い再生利用される。
	再生利用が不可能なものについては、自社安定型埋立処分場または委託先の最終処分場で埋立処分を行う。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

